

障害者支援施設における医師配置の 取扱いについて（参考資料）

生活介護における医師配置（現行）

【生活介護を実施する施設の医師配置】

生活介護を実施する施設について、必要な数の医師を配置する義務有り。（医師は嘱託医でも可）
障害者支援施設（生活介護を実施する施設）においても、同様の規定あり。

【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第百七十一号）

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所（に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成18年12月6日（障発第1206001号））
（各都道府県知事あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第五 生活介護

1 人員に関する基準

- (1) 医師（基準第78条第1項第1号）

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

生活介護を行う施設における配置医師の見直し(通知改正案)

【見直しの方向性】

- ・ 医師配置については、原則配置。
- ・ 特定の要件のもと、医師配置をしないことができる取扱いについて、指定基準解釈通知を追記修正。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(指定基準解釈通知(平成18年12月6日障発第1206001号)(抄))

改正案	現行
<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 医師(基準78条第1項第1号)</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。<u>また、必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施されることを条件として、医師の配置を行わない形で取り扱うことも差し支えない。</u></p>	<p>第五 生活介護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>1 医師(基準78条第1項第1号)</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p>